

第1 講義 (10:00~12:30)

「現場から見る家庭教育支援」

第2 講義 (14:00~16:30)

「現場から見る不登校支援」

日時 令和5年2月15日(水)

会場 リファレンス新有楽町ビル

主催 地方議員研究会

講師 MIKURU・MIRU(ミクル・ミル)代表、親まなびアドバイザー、公認心理師、
教育カウンセラー 山下 真理子氏

— 講義内容 —

第1 講義

1 現場から見る家庭教育支援

- 少子高齢社会だからこそ求められる家庭教育支援
- 家庭教育支援チームやチーム学校で家庭教育を支える
- こども家庭庁設立における「こどもまんなか社会」
- 不登校予防はひきこもり予防～家庭教育支援事例紹介～

(1) 少子高齢社会だからこそ求められる家庭教育支援

ア 今後の課題

- ・ 2021年の出生数は81万1,604人。戦後最少を更新し、深刻な少子化
- ・ 生産年齢人口(15~64歳)の減少による労働力不足
- ・ 地域の担い手不足によるコミュニティの希薄化。それに伴う地域の防犯力、防災力の機能低下を招く可能性
- ・ 老年人口(65歳以上)の増加により、医療、介護の需要は増加
- ・ 生産年齢人口の減少、老年人口の増加により税金などの歳入の減少が見込まれる。
- ・ 生産年齢人口が少ない市では担税力が上がりやすく、社会保障経費等の硬直化は進行する。



人口減少が進んでいる昨今、人口減少が与える影響やリスクを想定し、長期的な視点で「まち・ひと・しごと」に関する政策・施策の検討が必要

【少子化社会対策大綱】

【基本的な考え方】

- ・ 結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる。
- ・ 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える。
- ・ 地域の実情に応じたきめ細やかな取組を進める。
- ・ 結婚、妊娠・出産、子ども・子育てに温かい社会をつくる。
- ・ 科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する。

「家庭教育支援」
の重要性

(2) 家庭教育支援チームやチーム学校で家庭教育を支える。

ア 家庭教育について

(ア) 法律上の家庭教育の定義

教育基本法第10条には、「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と規定されている。

(イ) 現状及び課題

令和3年度文部科学省委託事業「家庭教育の総合的推進に関する調査研究～『家庭教育』に関する国民の意識調査～」によれば、「家庭教育」を行う自信の有無に関しての設問では、全体の64.6%が「自信がない」と回答し、「家庭教育」の情報入手に関する設問では、41.7%が「家庭教育について学習したことがない」と回答している。また、子育ての悩みや不安について、67.8%が「不安を感じる」と回答している。

近年見られるようになった課題として、「核家族化」「地域とのつながりの希薄化」「親の孤立化」「身近に親としての手本がない」「ワンオペ育児」「ネット等で子育て情報だけが氾濫」等が挙げられる。

「第3期教育振興基本計画」「孤独・孤立対策の重点計画」

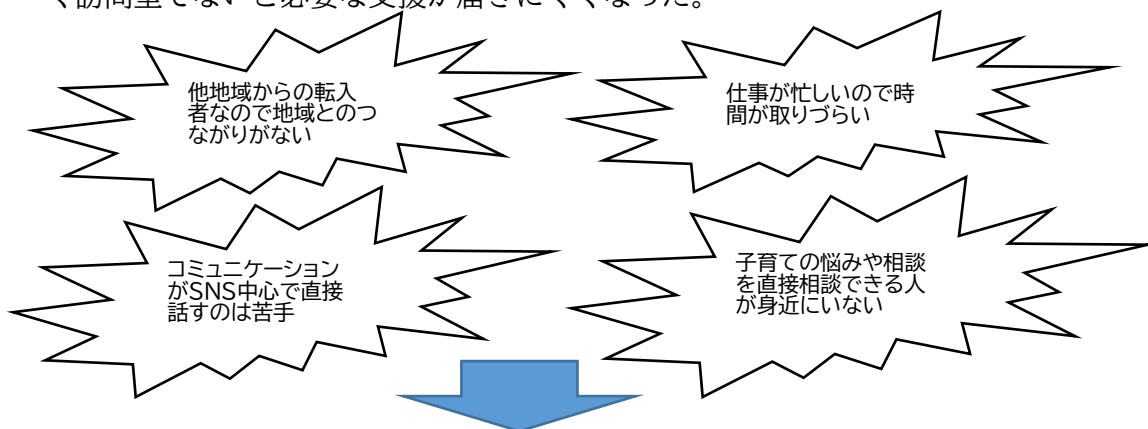
【基本的な考え方】

- ・多様化する家庭環境に対し、地域全体で家庭教育を支える。
- ・家庭や地域と学校との連携・協働を推進する。
- ・孤独・孤立は社会全体で対応しなければならない問題である。
- ・当事者や家族等の意向や事情にも配慮したアウトリーチ型の支援を推進する。
- ・NPO等が利用しやすい支援の在り方を検討する。

イ 家庭教育支援チームについて

(ア) 設置に至った目的及び背景

保護者のライフスタイルの変化に伴いそのニーズも変化し、従来の参加型ではなく訪問型でないと必要な支援が届きにくくなった。



「地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合の改善」を掲げ、文部科学省が積極的に支援⇒家庭教育支援チーム・チーム学校

(イ) チーム構成員

- ・地域の実情に応じて、子育て関係者をはじめとする地域の多様な人材で構成（子育て経験者、教員OB、PTA関係者、地域の子育てサポーターリーダー、民生委員・児童委員、保健師、保育士、臨床心理士など）

(ウ) 役割

- ・保護者への学びの場の提供、情報提供
- ・地域の居場所づくり及び相談対応
- ・訪問型家庭教育支援

(エ) 主な活動場所

地域の学校、公民館、幼稚園・保育所、子育て支援センター、保健センター、児童館、小・中学校など

(オ) 期待される役割

- ・子どもが成長するまで親と同じ視線で寄り添う。
- ・学校・行政窓口で気軽に相談しにくい点をフォロー
- ・行政の手が回らない部分をフォロー
- ・家庭と学校、教育委員会、保健福祉関係機関など関係機関をつなぐ。
- ・虐待等の未然防止、不登校等の課題を抱える保護者をサポート

(カ) 課題

- ・不登校では、「どこにつなぐか」「どこまで介入すべきか」「介入後のゴールは」といったことが明確化されていない。⇒話を聞くだけで終わり
- ・アウトリーチを行うことで家庭内でのめごとや親子関係が悪化する場合がある。⇒慎重な対応が必要
- ・不登校に関する理解が浅いチーム員が個人的な意見・考え方を押しつけがち
⇒専門的知識を持つチーム員の配置
- ・「家庭教育」「不登校に関する知識」「不登校児の選択肢を適切に提案できる」この3つを少なくとも兼ね備えたチーム員の育成、増加が必要不可欠
- ・プッシュ型支援を行うため、子どもの意見を取り入れられるようチーム員に大学生が参加するなどして、子どもの視点をより持てるようなチームづくりが必要
⇒SNSの活用

(3) こども家庭庁設立における「こどもまんなか社会」

ア 設立に至った目的及び背景

令和2年の不登校者数（19万6,127人）、児童虐待相談件数（20万5,029件）、自殺者数（499件）が過去最多となった。また、3年の出生者数（81万1,604人）が戦後最小を更新した。このような状況を背景に、縦割り行政による弊害を解消・是正するため、政府は「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」を閣議決定した。



以下の法律が令和4年6月15日成立（令和4年6月22日公布）

- ・こども家庭庁設置法(令和4年法律第75号)
- ・こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備法(令和4年法律第76号)
- ・こども基本法(令和4年法律第77号)

⇒「こども家庭庁」を内閣外局として設置（令和5年4月1日）

イ 効果

それまで文部科学省、厚生労働省、内閣府に分かれていた支援体制がおおむね文部科学省、こども家庭庁の2つに統合され、こども政策の司令塔として新たな問題への対応の一元化を図るとともに、積極的なプッシュ型支援（アウトリーチ）を行うことができる。

ウ 課題

あくまでも司令塔であり、行政のタテ割りが完全に解消されたわけではない。
また、現状の体制では、幼保一元化や医療との連携の部分では課題が残る。
⇒関係機関の連携・調整が必要

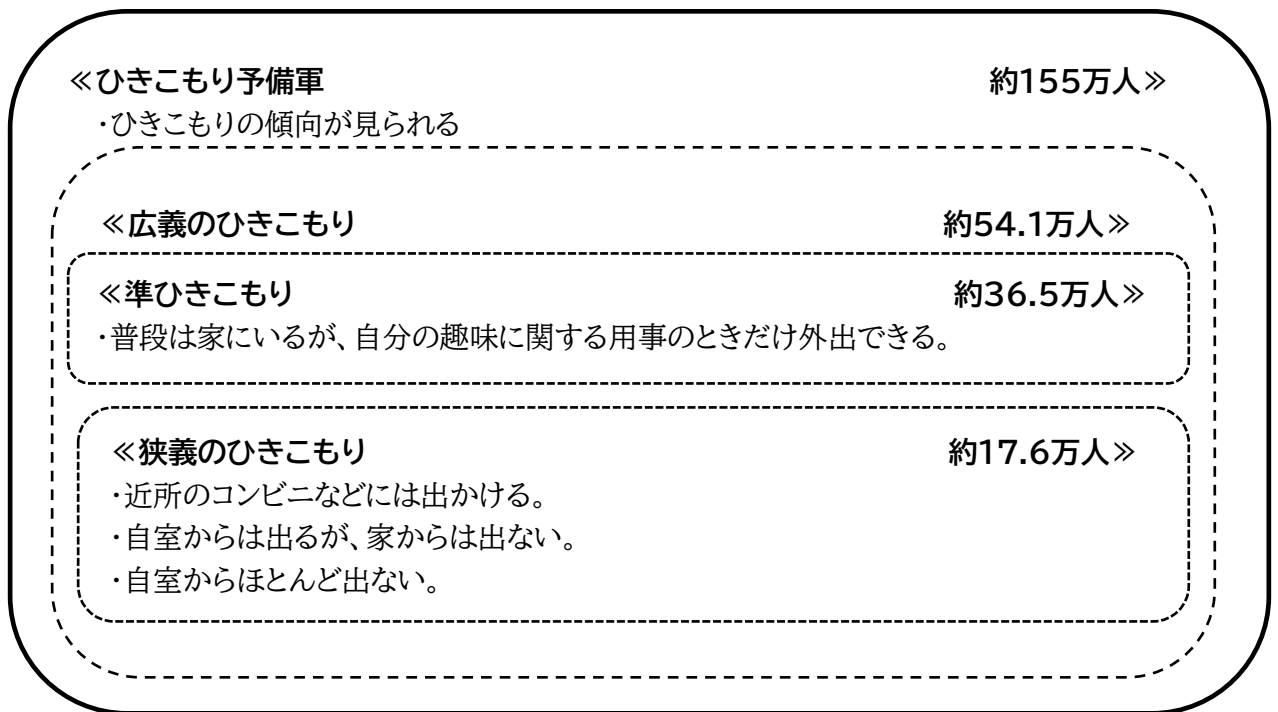
(4) 不登校予防はひきこもり予防～家庭教育支援事例紹介～

ア ひきこもりの定義

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態のこと。（買い物などで時々外出することもある場合も含む。）

≪厚生労働省による定義≫

イ ひきこもりの推計（H28年 内閣府 若者の生活に関する調査報告書）



※未回収・調査不能数35.7%、実態は推測以上の可能性あり

【40～64歳】

①広義のひきこもり約61.3万人②準ひきこもり約24.8万人③狭義のひきこもり約36.5万人 ※ひきこもりになってから7年以上の者が34.7%存在

ウ ひきこもりの原因

不登校、職場になじめない、就職活動失敗、人間関係、病気など。不登校経験者が、ニート・ひきこもりになる割合は、経験がない人の6.7倍とされる。（総務省就業構造基本調査）

エ 不登校予防

学校に行けているから大丈夫ということではない。一次・二次予防の段階で対応を
(ア) 一次予防：行き渋り⇒母子登校にさせない。幼保から小へのスムーズな移行、家庭教育啓発

(イ) 二次予防：母子登校⇒不登校にしない、させない。早期発見・対応、改善

オ 母子登校の問題点

文部科学省の調査では把握されない。また、指導要録上、欠席にならない。現実的に不登校より軽視されているが、深刻化すれば不登校となる。
⇒母親の精神疾患、虐待、自殺等につながる可能性あり。

カ 母子登校の改善点

学校ごとに母子登校数を把握し、行き渋りや母子登校の段階で、親へのサポートや必要な支援につなぐことが必要⇒アセスメント、支援方法の見直しが必要

第2講義

2 現場から見る不登校支援

- 増加の一途をたどる現在の「不登校」とは
- 誰一人取り残さない不登校支援とは
- ヤングケアラーなどの様々な課題に何ができるか
- 保護者の声と不登校支援の実際

(1) 増加の一途をたどる現在の「不登校」とは

小中学校合わせて24万4,940人が不登校（前年から4万8,813人増加）

ア 不登校の現状

子どもの数が減っているのに、不登校の人数が激増。令和2年から3年にかけて25%アップしている。

〈不登校児童生徒の割合（令和3年度）〉

小学校	1.30%	77人に1人	学年に約1人
中学校	5.00%	20人に1人	クラスに約2人
計	2.57%	39人に1人	

（令和3年度 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」）

小学校：90日未満55.8%、90日以上44.2%

中学校：90日未満39.6%、90日以上60.4%

イ 不登校の定義

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの（文部科学省の定義）⇒平成17年に省令により留意事項を追加



留意事項の内容

- ・あくまでも30日という数字は参考とする基準
- ・不登校かどうかの判断は現場に任せる。
- ・基準に合致していないタイプの不登校も認める。

ウ 世界の不登校

(ア) イギリス

家庭学習やフリースクールなど学校外での学習も義務教育と認め、不登校の子どもに対する人権的配慮を実施

(イ) ドイツ

ホームスクーリングは就学義務違反。就学義務が保護者に対してではなく、子ども自身に課される。

(ウ) 韓国

中途脱落者と呼ばれる不登校児童・生徒の多くが高校生。「代替学校」と呼ば

れるオルタナティブスクールが増加

(エ) アメリカ

ホームスクーリングが学校教育の代わりとして認められている。学校によっては、留年、罰金、単位を与えないなどの罰則を設け、厳しく対応している。また、親子で心理カウンセリングを受けるよう勧奨される。また、全てのカウンセリングに保険が適用される（保険適用外もあり）。日本では、従前から民間資格として臨床心理士が存在している。2017年に国家資格である公認心理師が法定された。アメリカでは州ごとに州立資格として制定されている。

エ 長期欠席の状況

小・中学校における長期欠席者（年間30日以上）数は、41万3,750人（前年度28万7,747人）であるが、このうち不登校による者は24万4,940人（前年度19万6,127人）と集計されている。しかし、「その他」の理由の中にも実質的な不登校が含まれている。

文部科学省の【長期欠席数における「その他」】の定義

→「病気」「経済的理由」「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者
※「病気」と「不登校」など、欠席理由が2つ以上あり、主たる理由が特定できない者も含まれる。

〈令和3年度 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」より〉

オ 不登校といじめの関係

いじめが不登校の大きな要因と思われがちだが、あくまでも要因の一つである。

いじめを認知される学年は小学校低学年から中学年が多く、高学年になるにつれて件数が減っている。また、文部科学省の調査によるとネットいじめは高校生に多い。小学生は、児童数は多いが不登校は少なく、逆に中学生は、生徒数が少ないが不登校は多い。

カ 登校に関する諸問題

(ア) 五月雨登校：連続して休むわけではないが、週に一、二回しか登校していない状態

(イ) 別室登校：登校はしているが、教室でほかの生徒と一緒に授業を受けることができず、保健室などで自習などを行っている状態⇒欠席扱いにはならない。

(ウ) 母子登校：登下校や教室で母親が同伴しないと不安になるため通常登校ができない。⇒欠席扱いにはならない。

(2) 誰一人取り残さない不登校支援とは

ア 不登校支援の課題

- ・地域での取組の差
- ・子どもや家庭ごとに異なる課題・原因
- ・支援のスピード感不足
- ・家庭に対する支援不足
- ・支援を拒否する家庭や子どもへの支援をどうするか。
⇒母子登校に対して理解がある学校が少ない。母子登校は、親の愛情不足と判断されがちでその結果、状況が悪化し、泥沼化しやすい。

イ 通級指導について～枚方市教育委員会の取組～

自校通級、他校通級、巡回指導の3種類がある。文部科学省は、2022年に「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」として、支援学級の児童生徒は、授業時間の半分以上を支援学級で学ぶこととした。

令和4年度まで

必要な支援・指導時間	在籍等の選択肢
週5時間以上※1	支援学級に在籍
週5時間未満	①支援学級に在籍し週5時間以上の指導を受ける。
	または②通常の学級で合理的配慮

令和5年度から

必要な支援・指導時間	在籍等の選択肢
週15時間以上※2	支援学級に在籍
週9～14時間※2	支援学級に在籍し毎年度、自校の通級指導教室への移行を検討
週1～8時間	通常の学級に在籍し、自校の通級指導教室を利用
合理的配慮	通常の学級に在籍

※1 付き添い指導の時間は含まない。

※2 付き添い指導の時間を含む。

ウ 不登校の要因

不登校の理由は、「無気力・不安」が約49.7%（令和3年度 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」より）。しかし、その原因は追及されていない。

エ 行政の不登校支援

	種類	支援内容	メリット	デメリット	特徴
行政支援	スクールカウンセラー（SC）	臨床心理の専門家SCが別室等でカウンセリングを行う。	無料。教室に入ることができなくても学校内での居場所となる。校長裁量で出席扱い。	あくまでも「待つ対応」中心。学校に出向く必要がある。	居場所、精神状態の安定、本人の状況次第で教室復帰や復学 【見守る支援】
	スクールソーシャルワーカー（SSW）	福祉の専門家であるSSWが学校や家庭の問題に対する支援を行う。	無料。子どもだけではなく家族のサポートも行う。児童虐待やいじめ等のケースの際には関連機関の連絡調整を行う。	本来は社会福祉士か精神保健福祉士等の有資格者だが、実態は教員OBのケースも多く、ソーシャルワーカーとして機能しない場合もある。	居場所、精神状態の安定、状況によっては家庭訪問、本人の状況次第で教室復帰や復学 【見守る支援】 【積極的にかわる支援】
	教育支援センター（適応指導教室）	教育委員会が運営。不登校の子どもを対象にした施設で学習支援等を行う。	無料。精神科医、SC等も参加し、カウンセリング等も受けられる。校長裁量で出席扱い。	教員経験者が中心となっていることが多く、子どもの抵抗もある。基本的には「待つ対応」が中心になりやすい。	居場所、精神状態の安定、本人の状況次第で教室復帰や復学 【見守る支援】

オ 民間の不登校支援

民間支援としては、医療機関【見守る支援】、ホームスクーリング【見守る支援】、山村留学【積極的に関わる支援】、フリースクール【見守る支援・積極的に関わる支援】、復学支援【積極的に関わる支援】がある。

⇒行政支援、民間支援合わせて27.8%の子どもしか復学できていない。ただし、これ

には、別室登校や校門までの登校も含まれている。

カ 行政の不登校支援の問題点

- ・文部科学省のSC・SSW等活用事業は、「配置数」だけに目がいきがち
- ・臨床心理士（公認心理師）であるSCを配置しても根本解決しない。
- ・自治体の財源によって子どもの居場所づくりやSC配置に差がある。
- ・「なぜ不登校予防が必要なのか」の目的意識が薄い。
⇒「不登校を減らす」ことのみ注目しているは「生きづらさ」は解消されない。課題を大人になっても抱えたままになる。

(3) ヤングケアラーなどの様々な課題に何ができるか

ア 子どもにまつわる諸課題

令和2年度は、不登校児童生徒数（19万6,127人）、児童虐待相談件数（20万5,029件）、自殺者数（499件）が過去最多

イ 原因及び背景

不登校児童生徒については、年少人口が減少する中、増加し続けている。児童虐待では、「心理的虐待」の相談が最も多く、最も多い加害者は実母である。自殺理由として最も多いのは、学業不振・進路の悩みで、次いで親子関係の不和が多い。このうち自殺の多くは、多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因（家庭問題、健康問題、学校問題、経済・生活問題、男女問題、勤務問題など）が連鎖する中で起きている。

健康問題では、「病気の悩み・影響（うつ病）」が最多。年代別では、15歳～39歳までの死因1位が自殺で、深刻な状態となっている（先進国G7で日本のみ）。

ウ ヤングケアラーの実態

ヤングケアラーとは、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもを言う。世話の頻度については「ほぼ毎日」が3～6割で、費やす時間も3時間未満が多いが、7時間以上も1割程度いる。



【講師の考え】

「悲しい事件が起きかねないケースが、そうなる前に頼れる依存先を見つけた場合、現状維持のみならず将来子育て中の子どもが親になった時に虐待や子どもを追い詰める子育てをしなくなる。」と確信している。

(4) 保護者の声と不登校支援の実際

MIKURU・MIRUの家庭教育支援を受けた保護者からは、「もっと早く家庭教育を学べばよかった」と言われる。また、支援者としても「もっと早く相談してくれれば、ここまで深刻にならなかった」と感じる。なお、一般的な不登校支援の現場では、本人に適しない支援を行うことで、病気になったり、家庭内暴力や自傷行為などに悩むケースも多くある。

所感

泉 清秀議員

小中学校の子どもを持つ保護者は、「学校の先生方はいつも忙しそうで、担任に迷惑をかけられない。学校に不信感もあるし、これ以上学校を頼れない」との思いから、子育てに対する悩みを自分たちだけで抱え込んでしまうことがある。子育てをする上での経済的な負担のみならず、親の介護や子どもの障がい、不登校などの悩みを抱えて疲弊した保護者が自力で行政の支援情報などを集め、不安定な状況を乗り切るには限界がある。令和5年4月1日に設置されるこども家庭庁が目指す「こどもまんなか社会」を実現する上で、子どもを育てる保護者へのケアやサポートが必要とされる。今後、地方自治体は受け身の

支援ではなく、プッシュ型の支援の充実が求められ、このことが家庭教育支援のポイントと考える。次に、不登校支援については、支援を受けられた保護者が口を揃えて「もっと早くに家庭教育を学べば良かった」と言われるとのことであった。支援者でもある講師は「もっと早くに相談してくれればここまで深刻化していなかったのに」と感じられるとのこと。残念ながら不登校支援の現場では、本人に適しない支援を行うことにより、本来病気ではなかった子が病気になるなど、家庭内暴力や自傷行為などに悩むケースも多く見受けられ、このような深刻なケースを増やさないためには、自治体の不登校や長期欠席者の状況、不登校にカウントされていない児童生徒への関わりがどのようになっているのか、保護者が悩みを抱えすぎていないかなど、現在の制度やサービスに問題がないかを調査し、自治体の教育に対する課題をつかみ、問題提起や点検を行っていく必要があると感じた。

富田 一太郎議員

今後も続く少子高齢社会の中で求められる家庭教育支援について、現状と課題の解説を伺った上で、現時点での対応・対策について学ぶ講習でした。保護者・子どもそれぞれが抱える悩みや解決に向けた対応をする上での行政や地域としての家庭教育支援基盤の構築、具体的にはネグレクト、虐待、ヤングケアラー、不登校、家庭内暴力等の問題に対し、それぞれの対応・対策について説明があった。改めて俯瞰してみると、解説にもあったように孤独・孤立対策が肝になると考える。

政府は、こども政策の新たな推進体制に関する基本方針に基づき、「こどもまんなか社会」を目指すこども家庭庁を4月に設置し、今後の対策強化に向けた施策を進めていくものと思うが、より当事者に寄り添えるアウトリーチ型支援の推進を図るために、地域との対話と積極的支援の必要性を強く認識するセミナーであった。

大村 聡議員

「不登校」「ひきこもり」が社会問題となって以降、学校現場、自治体の教育委員会、文部科学省がこれを重要課題と捉え、SC、SSWの配置などの対策に取り組んでいるものの、9年連続での増加に歯止めがかからない現状に強く危機感を覚えた。登校という結果のみを求めるのではなく、多様な児童生徒の教育機会の確保、誰一人取り残さない一人ひとりに光を当てた教育が重要になってきている。そのためにも、家庭教育支援チームやチーム学校など、専門的知識を持ったチーム員による、きめ細やかな伴走型、アウトリーチ型支援の推進に力を注ぐことが求められるとともに、従来のSCやSSWに加え退職した養護教諭の活用なども大いに効果があるのではと感じた。家庭教育をどう支えていくのか、たくさんのヒントを得た実りあるセミナーとなった。

